

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 6月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	3号機	所内用圧縮空気系海水熱交換器建屋南側(屋外)圧縮空気供給配管の作業用プラグ(ホース接続口)において、空気漏えいが認められたため、当該プラグを点検・修理。	GIII	
2	3号機	所内用圧縮空気系活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋圧縮空気配管排水弁において、シート部より空気漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	4号機	海水熱交換器建屋南側2階照明用分電盤(NLP-4E22)回路No. 26の仮設ケーブル(負荷未接続)において、使用上の不備(作業用電源使用許可書の掲示無し、操作禁止札無し、電線の末端部が養生されていない)が認められたため、原因調査・対策検討。 なお、当該ケーブルは撤去済み。	GIII	